

令和 9 年度
学校事務職員の臨時的任用職員、任期付職員
及び会計年度任用職員
登録者募集要項

令和 8 年 10 月
大阪市教育局事務局教務部教職員人事担当

大阪市教育委員会では、大阪市立の小学校、中学校、義務教育学校、デザイン教育研究所に勤務する学校事務職員のうち、育児休業の取得、年度途中での退職などの欠員が生じた場合に、勤務いただく臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員（学校事務職員）の登録者を募集します。

登録を希望される場合は、募集要項をよくお読みになったうえで、必要書類を教育委員会事務局教務部教職員人事担当まで提出してください。

代替として勤務いただく必要が出た場合に、登録いただいた方の中から、書類及び面接等により選考のうえ臨時的任用職員、任期付職員または会計年度任用職員として採用します。

※登録されたすべての方が必ず採用されるわけではありませんので、ご注意ください。

1 募集職種及び業務内容

【募集職種】学校事務職員

【業務内容】大阪市立の小学校・中学校・義務教育学校等で、予算経理、物品の契約・調達・管理、施設の維持管理、関係機関や保護者等との連絡調整を含む学校事務全般に従事します。
（なお、パソコンでの作業が生じます。）

2 任用資格

（１）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

〈地方公務員法（抜粋）〉

[欠格事項]

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（２）令和 9 年 4 月 1 日現在、満 18 歳以上の者

3 任用開始日及び期間

【任用開始日】

令和9年4月1日～令和10年3月31日までの期間内で、必要が生じた場合

【任用期間】

- ・ 臨時的任用職員の場合、任用開始日より6ヶ月以内

※ただし、6ヶ月を限度に期間を延長する場合があります。

※年度当初に配置された学校から、年度途中で欠員が生じた他の学校へ異動することを前提とした採用を行う場合があります。

- ・ 任期付職員及び会計年度任用職員の場合、1年以内

※会計年度任用職員の場合、勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで）

※本務職員が育児休業等から復職した場合、臨時的任用職員または任期付職員の任用期間については、短縮される場合があります。また、年度の途中であっても配置先の学校が変わる可能性があります。

4 勤務条件等

（1）勤務日・勤務時間

- ・ 臨時的任用職員及び任期付職員

週あたり38時間45分（1日あたり7時間45分）

原則として月曜日から金曜日

ア 8時30分～17時00分（休憩時間45分）

イ 10時00分～18時30分（休憩時間45分）

※勤務場所が心和中学校の場合に限り、イの勤務時間となります。

- ・ 会計年度任用職員（日額）

週あたり15時間以内（1日あたり7時間30分）

週1日又は週2日

ア 8時30分～17時00分の間で7時間30分（休憩時間45分）

イ 10時00分～18時30分の間で7時間30分（休憩時間45分）

※勤務場所が心和中学校の場合に限り、イの勤務時間となります。

（2）休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日）

（3）休暇

- ・ 臨時的任用職員及び任期付職員

① 年次有給休暇

原則として1年につき20日で、任用期間が1年未満の場合については、按分付与されます。

② その他の休暇

夏季休暇・忌引休暇・結婚休暇・妊娠障害休暇・産前産後休暇・子の看護休暇 等

・会計年度任用職員

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

5 勤務場所

大阪市立の小学校、中学校、義務教育学校、デザイン教育研究所

6 給与等

(1) 報酬等（令和8年10月1日時点。（地域手当（給料月額の16%）を含む）

・臨時的任用職員及び任期付職員

月額 227,824 円

※採用時には変更される可能性があります。

※前歴などがある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。

（例）同種（フルタイム）で勤務されていた場合

採用時年齢	職歴（在職年数）	初任給
22 歳	4 年	253,924 円
24 歳	6 年	265,988 円
26 歳	8 年	275,500 円

・会計年度任用職員

日額 10,498 円

※採用時には変更される可能性があります。

※前歴などがある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。

(2) 諸手当

・臨時的任用職員及び任期付職員

通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。

・会計年度任用職員

通勤手当が支給されます。

(3) 支給日

- ・ 臨時的任用職員及び任期付職員

原則当月 17 日に支給（※ただし、支給日が休日の場合は、この限りではない）

- ・ 会計年度任用職員

勤務日数等に応じてその月分を翌月に支給

(4) 社会保険

- ・ 臨時的任用職員

任用初日より健康保険は公立学校共済組合、年金制度は厚生年金が適用されます。

- ・ 任期付職員

任用初日より公立学校共済組合の健康保険及び年金制度が適用されます。

- ・ 会計年度任用職員

共済組合、厚生年金保険及び雇用保険は非加入となります。

ただし、教育委員会の雇用する学校園の会計年度任用職員を兼職し、週当たりの勤務時間数の合計が 20 時間以上かつ任用期間が 2 月を超える場合（雇用保険においては、31 日以上の場合は、共済組合、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。

(注) 年金を受給している方については、支給される年金額が大幅に減額となる場合があります。詳しくは、公立学校共済組合 年金グループにお問い合わせください。

電話：06-6941-2864（直通）

7 服務事項

採用された方は、正規職員と同様に地方公務員法の規定が適用され、(1)地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合、(2)職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、(3)全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合に、懲戒処分の対象となります。

8 登録の申し込み方法

(1) 面接の事前予約について

登録するにあたり面接を実施いたしますので、「大阪市行政オンラインシステム」での面接の事前予約を必ず行ってください。なお、円滑に面接を実施するため、「事前予約制（先着順）」とします。

登録をご希望の方は「大阪市行政オンラインシステム」にログインしていただき、事前予約を完了していただく必要があります。

利用者登録がお済みでない場合は、「新規登録」をクリックし、利用者登録を行ってから、事前予約を行って下さい。

ログイン後、「手続き一覧表」もしくは「キーワード検索」に『学校事務』と入力後に検索していただき、予約ページへ遷移し予約を行ってください。

「大阪市行政オンラインシステム」での事前予約期間

・現在大阪市立の学校園に勤務されている方

実施日：12月7日（月）、12月8日（火）、12月9日（水）、12月15日（火）、12月17日（木）の18時00分～19時50分、

予約期間：令和8年10月21日（水）12時から令和8年11月20日（金）17時まで

集合場所：大阪市役所3階 教育委員会事務局第2会議室

・上記以外の方

実施日：12月5日（土）9時15分～12時00分、13時15分～16時00分、

12月12日（土）9時15分～12時00分

予約期間：令和8年10月21日（水）12時から令和8年11月20日（金）17時まで

集合場所：大阪市役所3階 教育委員会事務局第2会議室

事前予約期間を過ぎた場合は、お電話でお問い合わせください。空き状況によっては予約できる場合もあります。

なお、上記の日程での面接にお越しになられない方につきましても随時受付をしていますので、登録をご希望の方はお電話にてご連絡ください。

大阪市教育委員会事務局教務部教職員人事担当 電話：06-6208-9121

(2) 登録申込書の提出

面接の予約が完了しましたら次の提出書類をダウンロードしたものに必要事項を全て記入し、封筒の表に「臨時的任用職員等登録希望」と朱書のうえ、大阪市教育委員会事務局教務部教職員人事担当(11 登録申込みと問合わせ先)へ郵送または持参にて提出してください。

〔提出書類〕

「学校勤務の臨時的任用職員等登録申込書」・・・1通

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※任期付職員及び会計年度任用職員も希望される場合は、必ず任期付職員及び会計年度任用職員の登録欄にチェックをしてください。

※提出書類は一切お返しいたしません。

※申込書に記載の個人情報、臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員採用関係事務以外の使用はいたしません。

〔提出期限〕

提出書類につきましては令和8年11月20日（金）（必着）までに郵送またはご持参ください。

※持参される場合は、月～金曜日（土・日・祝日除く）の午前9時15分～午後0時、または午後1時～午後5時までに提出してください。

（3）臨時的任用職員等登録者名簿への登録

申込書受領後、教育委員会事務局にて面接を行い、合格の場合は臨時的任用職員等登録者名簿に臨時的任用職員、任期付職員または会計年度任用職員として登録します。名簿の中から必要に応じて登録者へ連絡し、採用予定校にて面接後、採用を決定しますので、登録された方が必ず採用されるわけではありません。

※任用資格を満たさない者及び申込みの内容及び提出書類等に虚偽があることが認められた場合は、名簿登録をいたしません。

（4）登録名簿の有効期間

登録名簿の有効期間は、令和10年3月31日までとなります。なお、有効期間後、再度登録を希望される方は、次回以降の募集の際に改めて登録してください。

（5）登録の取消・変更・失効

他に就職が決定した等で登録を取り消される場合や住所や連絡先が変更される場合は、必ず教育委員会事務局教務部教職員人事担当へご連絡ください。

※登録後任用資格を満たさないことが判明した場合には、登録を取り消します。

9 採用の方法

（1）採用の決定について

書類審査や面接等により採用を決定します。

選考結果は受験者本人あてに連絡します。

（なお、採用時に健康診断の写しを提出していただきます。）

※登録していただいても、登録期間中(令和10年3月31日まで)に全ての方に連絡があるわけではありませんので、ご了承ください。

（2）内定の取り消しについて

以下の事項に該当することが判明した場合は、内定を取り消す場合がございます。

○ 学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるとき。

○ 法人から対応を指示された学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴

力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しないとき。

○ 犯罪その他社会的に不相当な行為を行い職員として不適格と判断したとき。

○ その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

10 特記事項

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することとしています。このため、採用選考過程及び採用内定後に案内を予定しています。上記に対し虚偽の報告をするなど、「重要な経歴の詐称」が発覚した場合は、採用を取り消します。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容はP8～9の参照条文をご参照ください。

11 登録申込みと問合せ先

大阪市教育委員会事務局教務部教職員人事担当

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所（本庁）3階

電話：06-6208-9121 FAX：06-6202-7053

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一條の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二條第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三條の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四條の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三條 第二條第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2條第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）第2條及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

登録から採用までの流れ

